

令和8年度 神奈川県認知症対応型サービス事業開設者研修 受講案内

研修日時		内容	日程	会場
	1日目	講義 演習	令和8年9月29日(火) 9:40～17:40 (9:00～9:40 受付)	ウィリング横浜 901
	2日目	現場研修	指定された日 (令和8年9月30日～11月30日)	指定された事業所
※詳細は「申込要領」「日程表」をご確認ください				
受講対象者	・市内の小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者になる予定の方 ・下記「代表者（開設者）としての資格要件」の①を満たしている方 ※対象外の方は選考から除外となります。ご連絡等はいたしませんので、ご了承ください。			
代表者（開設者）としての 資格要件	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者は、次の①及び②の要件を満たす必要があります。 ① <u>ア又はイの経験を有すること</u> ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有していること イ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有していること ② <u>認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していること</u> <u>ただし、次の研修を修了している方は、既に必要な研修を修了しているものとしてみなすことができます。</u> ア 認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）、認知症高齢者グループホーム管理者研修（平成17年度実施分） イ 認知症介護実務者研修（基礎課程、専門課程）（平成12～16年度実施分） ウ 認知症介護指導者養成研修（平成12～16年度実施分、平成17年度実施分） エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修（平成13年通知に基づき実施されたもの） オ 保健師または看護師（看護小規模多機能型居宅介護事業所のみ） （代表者は、基本的には事業を運営している法人の代表者（理事長や代表取締役）が該当します。しかし、法人の規模により、「理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でない」と判断される場合は、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者とすることができます。福祉に限らない多様な事業展開をしている法人の介護保険担当理事（部長）、営業エリアが全国に及ぶようなケースの神奈川エリア担当理事（部長）等が想定されます。）			
受講料	13,500円 支払い方法については、受講者決定通知書によりご案内いたします。			
申込期間	令和8年7月14日(火) から令和8年7月26日(日) まで 電子申請で受付 7月26日 締切厳守			

提出書類	提出書類（①～②）を、所属する法人の代表者より、横浜市の以下の電子申請フォームにて提出をしてください。 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f7f80f75-793c-4e66-a5e6-1e9a66f6b597/start ① 令和８年度 神奈川県認知症対応型サービス事業開設者研修受講申込書 ② 受講者経歴書
受講決定	受講の可否については、令和８年９月４日（金）までに実施機関から郵便により発送いたします。通知が届かない場合は、下記問い合わせ先へ電話にてご連絡ください。また、申込の際に必要な書類以外の書類が添付されていた場合は、こちらで破棄させていただきますのでご了承ください。 ※詳細については、『令和８年度 神奈川県認知症対応型サービス事業 開設者研修における 申込要領』をご確認ください。
修了証書の交付	原則として全日程出席した者並びに研修実施機関に所定のレポートを提出された方に修了証書を交付いたします。
問い合わせ先	主催：神奈川県 実施機関：公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部 研修部門（担当） 連絡先： TEL/FAX：045-824-1031/045-382-9270 ※こちらは<u>申請書等送付先ではありません。</u>